

公立大学法人横浜市立大学理事長・学長表彰実施要綱

制 定 令和 3 年12月 9 日

最近改正 令和 7 年 1 月30日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員表彰規程(以下「規程」という。)第 5 条の規定に基づき、理事長・学長表彰の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における理事長・学長表彰とは、規程第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当すると理事長又は学長が認めた教職員、所属又はグループに対する表彰をいう。

2 前項の教員又は教員だけが所属するグループを教員部門、教員及び職員が所属するグループを教職協働部門、職員又は職員だけが所属するグループを職員部門という。

(期間)

第 3 条 表彰の対象とする期間は、原則当該年度とする。ただし、複数年度にわたる継続的な実績についても対象とすることができる。

(推薦)

第 4 条 理事長、学長、事務局長、事務局部長及び教員管理職は、表彰対象となる教職員、所属又はグループを推薦することができる。

(選考)

第 5 条 理事長及び学長は、第 4 条に基づく推薦のあった教職員、所属又はグループの中から表彰候補者を審査し、受賞者を決定する。

(表彰方法)

第 6 条 表彰は、理事長・学長名をもって行う。

(事務)

第 7 条 表彰に係る事務は、総務部人事課が担当する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、理事長及び学長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年12月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月30日から施行する。